

○工業用水供給規程

昭和四十九年四月一日
宮城県企業局管理規程第十一号

改正

昭和五十二年 一月二八日企管規程第一号	平成 九年 三月三十一日企管規程第九号
昭和五十四年 三月三十一日企管規程第六号	平成一三年 三月三〇日企管規程第五号
昭和五十五年 三月三十一日企管規程第六号	平成一四年 三月二十九日企管規程第三号
昭和五十六年 七月三十一日企管規程第一号	平成一八年 三月三十一日企管規程第九号
昭和六〇年 三月三〇日企管規程第五号	平成二二年 三月三十一日企管規程第七号
昭和六二年 三月十七日企管規程第一号	平成二七年 九月 一日企管規程第四号
平成 元年 三月 三日企管規程第二号	平成三二年 三月二十二日企管規程第六号
平成 元年 三月二十八日企管規程第四号	令和 元年 二月二十四日企管規程第一四号
平成 元年 三月二十八日企管規程第六号	令和 二年 三月三十一日企管規程第九号
平成 二年 三月三十一日企管規程第一号	令和 四年 三月三十一日企管規程第九号
平成三年 五月三十一日企管規程第一号	

工業用水供給規程を次のように定める。

工業用水供給規程

(趣旨)

第一条 この規程は、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号。以下「法」という。）第十七条第一項の規定に基づき、公営企業の設置に関する条例（昭和四十九年宮城県条例第八号。以下「条例」という。）に定めるもののほか工業用水の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（平九企管規程九・全改、令四企管規程九・一部改正）

(定義)

第二条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定める

ところによる。

- 一 給水施設 配水管等から分岐する給水管及びこれに附属する設備で量水器までのものをいう。
- 二 流末施設 給水施設以外の給水設備をいう。
- 三 給水施設工事 給水施設の新設、増設、改造、変更、撤去又は修繕のための工事をいう。

（令四企管規程九・一部改正）

(給水の原則)

第三条 管理者は、非常災害、工業用水道施設の損傷又は維持改良工事その他やむを得ない事情がある場合のほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。

- 2 管理者は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その制限水量、日時、期間、区域及び理由を給水を受ける者（以下「使用者」という。）に通知するものとする。ただし、急迫の事情があるときは、この限りでない。
- 3 火災等急迫の事情が生じた場合に工業用水の使用を予測される者は、あらかじめ管理者に協議しなければならない。
- 4 給水制限又は停止による損害については、県は、その責任を負わない。

（昭六〇企管規程五・一部改正）

(給水区域を表示する縦覧)

第四条 条例第三条第三項の給水区域を表示する図面は、宮城県企業局水道経営課に備え、縦覧に供する。

（昭五六企管規程一一・平元企管規程一〇・平二企管規程一・平九企管規程九・平一八企管規程九・平二二企管規程七・平三二企管規程六・一部改正）

(給水量の最小限度)

第五条 一給水先当たりの基本水量の最小限度は、日量百立方メートルとする。ただし、管理者が公益上必要と認めるときは、この限りでない。

（昭六〇企管規程五・平一四企管規程三・平三二企管規程六・一部改正）

(水質基準)

第六条 仙台圏工業用水道及び仙台北部工業用水道に係る工業用水の水質は、
原水の水質とし、仙塩工業用水道に係る工業用水の水質は、浄水施設を経由
せず送水する場合には原水の水質とし、浄水施設を経由して送水する場合に
は、おおむね次に掲げる水質とする。

項目	基準
濁度	十度以下
水素イオン濃度	pH六・〇から八・〇まで

2 使用者は、前項の工業用水の水質が同項の基準に著しく適合していないお
それがあると認めるときは、工業用水水質試験請求書(様式第一号)により
管理者又は条例第十七条に規定する公共施設等運営権の設定を受けた選定事
業者である株式会社みずむすびマネジメントみやぎ(以下「運営権者」とい
う。)に水質の試験を請求することができる。

(昭五二企管規程一・昭五五企管規程六・昭六二企管規程一・平一三企管規程五・
令二企管規程九・令四企管規程九・一部改正)

(水 圧)

第七条 工業用水道の給水管末における最低水圧は、〇・〇五メガパスカル(一
平方センチメートルにつき〇・五一キログラム)とする。

2 使用者は、給水管末における水圧が前項の最低値以上に維持されていない
おそれがあると認めるときは、工業用水道水圧検査請求書(様式第二号)に
より管理者又は運営権者に水圧の検査を請求することができる。

(平一三企管規程五・令四企管規程九・一部改正)

(譲渡の制限)

第八条 使用者は、譲渡一月前までに管理者の承認を得なければ、工業用水道
の使用に関する権利を第三者に譲渡することができない。

(令四企管規程九・一部改正)

(用途の制限)

第九条 使用者は、管理者の承認を得なければ、工業用水を工業、防火又は防
火演習以外の目的のために使用することができない。

2 使用者は、防火演習のため工業用水を使用しようとするときは、あらかじめ
防火演習用水使用許可申請書(様式第三号)により申込みを行い、管理者
又は運営権者の承認を得なければならない。

3 第一項の防火演習は、管理者の命ずる者又は運営権者の命ずる者の立会い
の上で行うものとし、防火演習用水の使用時間は、一回につき十分を超える
ことができない。

4 使用者は、管理者の承認を得なければ、緊急やむを得ない場合を除き工業
用水を第三者に分与することができない。

(令四企管規程九・一部改正)

(給水の申込み)

第十条 給水を受けようとする者は、工業用水給水申請書(様式第四号)によ
り管理者に給水の申込みをしなければならない。

(基本水量の決定)

第十一条 管理者は前条の申込みがあったときは、基本水量及び給水開始の日
を定め工業用水給水決定通知書(様式第五号)により使用者に通知するもの
とする。

2 条例第六条に規定する工業用水道料金(以下「料金」という。)及び条例第
十九条第一項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)は、前項で定
められた給水開始日から起算して徴収する。

(平九企管規程九・全改、令四企管規程九・一部改正)

(基本水量の変更等)

第十二条 基本水量は、原則として減量することができない。

2 基本水量を変更し、又は給水を廃止しようとする者は、工業用水給水変更

(廃止) 承認申請書(様式第六号)により、あらかじめ管理者に申込みを行い、承認を得なければならない。

3 管理者は、前項の承認をしようとする場合は、工業用水給水変更(廃止)承認通知書(様式第六号の二)により通知するものとする。

(平九企管規程九・全改、令二企管規程九・令四企管規程九・一部改正)

(給水施設工事)

第十三条 使用者は、給水施設工事施行承認申請書(様式第七号)により、あらかじめ管理者の承認を受けて、管理者が別に定めるところにより、給水施設工事を施行する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者又は運営権者は、使用者から給水施設工事申請書(様式第八号)による依頼を受けて、給水施設工事を施行することができる。

3 前項の依頼に基づき管理者又は運営権者が給水施設工事を施行する場合には、使用者は、管理者の検査に合格した自己の材料を提供することができる。

4 前項の材料検査を受けようとする者は、材料検査申請書(様式第八号の二)により管理者に申込みをしなければならない。

5 第三項の材料検査に要する条例第七条第二項第一号に規定する手数料及び給水施設工事に要する費用は、使用者の負担とする。

6 第二項の依頼に基づき管理者又は運営権者が給水施設工事を施行した場合には、管理者又は運営権者は、工事が完了した後、速やかに当該給水施設を引き渡すとともに、その費用を精算するものとする。

7 使用者は、給水施設工事の施行上第三者の利害に影響を及ぼすおそれがあるときは、その者の承諾書を給水施設工事施行承認申請書又は給水施設工事申請書に添付しなければならない。

(平三企管規程一・令四企管規程九・一部改正)

(給水施設の管理)

第十四条 使用者は、給水施設の適正な管理を行うものとし、給水施設に異常

があると認めるときは、速やかに検査その他の必要な処置をとり、又はこれらの処置を給水施設異常検査申請書(様式第九号)により管理者に申し込まなければならない。

2 使用者は、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等を給水施設に直結してはならない。

3 管理者は、給水の適正を確保する必要があるときは、使用者に対して受水槽等の整備をさせることができる。

4 管理者又は運営権者は、給水施設の整備保全に努めるものとする。

5 管理者又は運営権者は、給水施設に事故があり、緊急を要すると認めるときは、必要な処置をとることがある。

6 第一項の検査に要する条例第七条第二項第二号に規定する手数料及びその他の必要な処置に要する費用並びに前項の必要な処置に要する費用は、使用者の負担とする。

(平三企管規程一・令四企管規程九・一部改正)

(費用の算出方法)

第十五条 第十三条第五項及び前条第六項の規定において、管理者が工事等を施行した場合には、使用者が負担する工事等に要する費用の額は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。ただし、運営権者が工事等を施行した場合には、その工事等に要する費用の額は、使用者と協議の上、運営権者が決定するものとする。

一 本工事費 工事の施行に必要な労務費、材料費、仮設費、運搬費、機械器具の損料、諸経費及び復旧費として管理者が定めた単価により算出する額

二 工事雑費 工事の施行に必要な現場事務に要する経費であつて、備消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、役務費、雑費、工程に専従する職員の給与、諸手当、旅費等の費用とし、本工事費に百分の四を乗じて得た額の範囲内で管理者が定める額

三 事務雑費 工事施行に必要とする事務的経費であつて、人件費（職員給与及び諸手当）、旅費、備消耗品費、燃料費、通信運搬費、印刷製本費、その他に要する経費とし、本工事費に百分の六を乗じて得た額の範囲内で管理者が定める額

2 前項各号に掲げるもののほか使用者が負担すべき費用が生じたときは、管理者又は運営権者は使用者と協議の上、その費用を加算するものとする。

（平三企管規程一・令二企管規程九・令四企管規程九・一部改正）

（流末施設の工事）

第十六条 使用者は、流末施設工事施行承認申請書（様式第十号）により工事の設計等につきあらかじめ管理者の承認を受けた上で、流末施設工事を施行する。

2 前項の規定にかかわらず、運営権者は、使用者から流末施設工事申請書（様式第十一号）による依頼を受けて、流末施設工事を施行することができる。

3 流末施設工事に要する費用は、使用者の負担とする。

4 第二項の依頼に基づき運営権者が流末施設工事を施行した場合には、運営権者は、工事が完了した後、速やかに当該流末施設を引き渡すとともに、その費用を精算するものとする。

5 第二項の依頼に基づき運営権者が流末施設工事を施行した場合には、その工事等に要する費用の額は、使用者と協議の上、運営権者が決定するものとする。

6 使用者は、第一項の工事の設計又は監督を流末施設工事設計（監督）委託申請書（様式第十二号）により管理者又は運営権者に委託することができる。

7 前項の規定による工事の設計又は監督の委託に要する費用の額は、次のとおりとする。ただし、運営権者に前項の規定による工事の設計又は監督を委託した場合には、費用の額は、使用者と協議の上、運営権者が決定するものとする。

一 設計委託料 設計金額の百分の二に相当する額

二 監督委託料 監督員給与及び旅費の額を基準として管理者が定める額

（令四企管規程九・一部改正）

（通水開始等の届出）

第十七条 使用者は、工業用水道の通水を開始又は停止しようとするときは、七日前までに工業用水道通水開始（停止）届（様式第十三号）により管理者に届けなければならない。

2 給水の廃止に伴い前項の停止届を行った使用者は、通水の停止後速やかに給水施設を撤去しなければならない。

（平九企管規程九・全改、令四企管規程九・一部改正）

（量水器の貸与）

第十八条 管理者は、量水器の貸与を希望する使用者には、量水器を貸与することができる。

2 使用者は、前項の規定により量水器の貸与を受けようとするときは、量水器借受申請書（様式第十四号）により申込みをしなければならない。

（令四企管規程九・一部改正）

（量水器の保管責任）

第十九条 使用者は、前条第一項の規定により量水器の貸与を受けたときは、常に善良な管理者の注意をもってその保管にあたらなければならない。

2 使用者は前条第一項の規定により貸与を受けた量水器を亡失し、又は損傷したときは、管理者の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、天災、不可抗力その他管理者がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（令四企管規程九・一部改正）

（使用水量の測定等）

第二十条 使用水量は、毎月定例日に量水器により管理者又は運営権者が測定する。ただし、量水器の故障等により使用水量を測定することができないときは、管理者の認定するところによる。

2 管理者は、前項の規定により測定され、又は認定された使用水量を工業用水使用水量通知書（様式第十五号）により使用者に通知する。

3 使用水量の測定に従事する者は、身分を示す証票（様式第十六号）を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（令四企管規程九・一部改正）

（量水器使用料金）

第二十一条 条別表の規定による量水器使用料金の額は、一月一個につき量水器の取得価額に次の表の上欄に掲げる量水器の区分に応じ、当該下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

旧計量法適用の量水器	〇・九パーセント
新計量法適用の量水器	一・一パーセント

2 量水器の貸与期間が一月に満たない場合の量水器使用料金は、日割計算による。

3 前二項の規定にかかわらず、量水器使用料金の額は、当分の間、前二項に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額をそれぞれ加算した額とする。

（昭五四企管規程六・昭六〇企管規程五・平元企管規程六・平九企管規程九・平一

三企管規程五・平二七企管規程四・一部改正）

（検査）

第二十二条 管理者は、工業用水の適正な供給を維持するため必要があると認めるときは、その職員に給水施設及び流末施設を検査させることができる。

この場合においては、第二十条第三項の規定を準用する。

2 管理者は、前項の検査の結果不正又は不適当な箇所を発見したときは、その給水施設及び流末施設の管理及び使用の方法の改善を使用者に命ずるもの

とする。

（令四企管規程九・一部改正）

（超過使用に対する警告）

第二十三条 管理者は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、超過使用をしている使用者に対し、警告を発することができる。

（給水の停止）

第二十四条 使用者が次の各号の一に該当するときは、管理者は、給水を停止することができる。

- 一 正当な理由がなく、第九条第三項、第十四条第四項、第二十条第一項又は第二十一条第一項に規定する職員の職務執行を拒み、又は妨げたとき。
- 二 第八条、第九条第一項、同条第三項又は同条第四項の規定に違反したとき。
- 三 第二十二條第二項の改善命令又は前条の警告に従わなかつたとき。
- 四 条例及びこの規程により納入しなければならない料金、利用料金、手数料及び費用等を納入期限経過後三月以上滞納しているとき。

（令四企管規程九・一部改正）

（給水管の切断）

第二十五条 前条の規定による給水の停止期間中みだりに制水弁を開閉したとき又は給水の廃止後三月以上経過してもなお給水施設の撤去工事の申込みがないときは、管理者は、給水管を切断することができる。

2 前項の給水管の切断に要する費用は、使用者又は所有者の負担とする。

3 第十五条の規定は、前項の場合に準用する。ただし、費用を所有者が負担する場合には、同条中「使用者」とあるのは「所有者」と読み替えるものとする。

（令四企管規程九・一部改正）

（料金等の徴収等）

第二十六条 料金及び条例第八条の規定による延滞金（以下「延滞金」という。）

は管理者が徴収し、利用料金及び利用料金に係る遅延損害金（以下「遅延損害金」という。）は運営権者が徴収するものとする。ただし、運営権者が県に委託することにより、管理者が料金と併せて利用料金を、延滞金と併せて遅延損害金を徴収することを妨げない。

2 料金及び利用料金は、毎月徴収するものとし、その月に係る分を翌月末日（その日が金融機関の休業日に当たる場合にあつては、その翌営業日）までに、延滞金は管理者の、遅延損害金は運営権者の指定する期日までに、納入通知書による納入又は口座への振込みにより支払わなければならない。

3 前項に規定する料金の納入期日について、管理者が必要があると認めるときは、前項に規定する料金の納入期日以後の日に変更することができる。前項に規定する利用料金の納入期日について、運営権者が必要であると認めるときも、同様とする。

（昭五二企管規程一・平三二企管規程六・令元企管規程一四・令四企管規程九・一部改正）

（手数料及び費用の納入方法）

第二十七条 使用者又は所有者が管理者又は運営権者に納入すべき手数料及び費用については、次に掲げる期日までに、次に掲げる方法により納入するものとする。

（昭五二企管規程一・平三企管規程一・令四企管規程九・一部改正）

項目	期日	納入方法
第十三条第五項の費用、第十四条第六項中「前項の必要な処置に要する費用」及び第十六条	管理者又は運営権者が指定する日	管理者又は運営権者が指定する方法

第七項の費用

第十三条第五項の手数料、第十四条第六項中「手数料及びその他の必要な処置に要する費用」及び第二十五条第二項の費用

第十六条第三項の費用

管理者が指定する日

納入通知書による納入又は口座への振込み

運営権者が指定する日

運営権者が指定する方法

（委任）

第二十八条 この規程に定めるもののほか、工業用水の供給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（平九企管規程九・追加）

附則

（施行期日）

1 この管理規程は、昭和四十九年四月一日から施行する。

（工業用水供給規程の廃止）

2 工業用水供給規程（昭和四十八年宮城県水道企業管理規程第八号）は、廃止する。

附則（昭和五二年企管規程第一号）

この管理規程は、昭和五十二年一月二十八日から施行し、この管理規程による改正後の工業用水供給規程の規定は、昭和五十一年十月一日から適用する。

附則（昭和五四年企管規程第六号）

この管理規程は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五五年企管規程第六号）

この管理規程は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年企管規程第一号）

この管理規程は、昭和五十六年八月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年企管規程第五号）

改正 平成元年三月二八日企管規程第四号

（施行期日）

1 この管理規程は、昭和六十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の工業用水供給規程第二十一条第一項の規定は、この管理規程の施行の日前に貸与を受けた量水器の使用料金の額については、なおその効力を有する。

（平元企管規程四・全改）

附 則（昭和六二年企管規程第一号）

この管理規程は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成元年企管規程第二号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年企管規程第四号）

この管理規程は、平成元年三月三十一日から施行する。

附 則（平成元年企管規程第六号）

この管理規程は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成元年企管規程第一〇号）

この管理規程は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成二年企管規程第一号）

（施行期日）

1 この管理規程は、平成二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この管理規程の施行の際現に宮城県仙南・仙塩広域水道建設事務所に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、現にある職務の級及び現に受ける給料等をもって、宮城県仙南・仙塩広域水道事務所に勤務を命ぜられたものとする。

附 則（平成三年企管規程第一号）

この管理規程は、平成三年六月一日から施行する。

附 則（平成九年企管規程第九号）

（施行期日）

1 この管理規程は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二十一条第三項の規定は、平成九年四月一日使用分から適用する。

附 則（平成一三年企管規程第五号）

（施行期日）

1 この管理規程は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 昭和六十年三月三十一日以前に貸与を受けた量水器の使用料金の額については、改正後の工業用水供給規程第二十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一四年企管規程第三号）

この管理規程は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年企管規程第九号）

この管理規程は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年企管規程第七号）

この管理規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年企管規程第四号）

この管理規程は、平成二十七年九月一日から施行する。

附 則（平成三十一年企管規程第六号）

この管理規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年企管規程第十四号）

この管理規程は、令和元年十二月二十四日から施行する。

附 則（令和二年企管規程第九号）

（施行期日）

1 この管理規程は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 給水開始日が令和二年三月三十一日以前である使用者の基本水量の減量に

ついては、第十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和四年企管規程第九号）

この管理規程は、令和四年四月一日から施行する。
